

回覧

令和8年7月5日

令和8年7月度 本部役員会議事録

市原市桜台自治会

会長	副会長	作成
		

1. 開催日時等

- ① 日時 : 令和8年7月5日(日)10:00~12:00
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 出席者: 会長、各副会長、各地区長、各理事
- ④ 欠席者: 福原理事、高澤理事、小野寺理事
- ⑤ 議長: 大竹会長

2. 会長報告(大竹会長)

添付資料1.「令和8年度 第3回(7月)桜台自治会役員会議」参照。

- ① 各種苦情及び相談事また事件について
→人命に係る事件、不審者情報、交通事故等について説明。

3. 審議・報告・連絡

【議題】

- I. 令和8年度生活環境維持協力金未納者対応について
- II. 防犯カメラ管理運用基準(公道等公共の場所版)について
- III. 各専門部からの報告

【決定事項】

- ① 令和8年度生活環境維持協力金未納者対応について
→各区理事から該当世帯へお知らせ文書を投函することで決定。
- ② 防犯カメラ管理運用基準(公道等公共の場所版)について
→細則として制定することで決議。

【議事経過詳細】

I. 令和8年度生活環境維持協力金未納者対応について

→前年度入金実績がある世帯に各区理事からお知らせ文書を投函することで決定。前年度入金実績がない未加入世帯の把握に関する調査方法については、継続検討する。

Ⅱ. 防犯カメラ管理運用基準(公道等公共の場所版)について

→年内に公道へ設置予定の防犯カメラに関する運用基準を作成した。

「市原市防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン」に基づいた内容となっており、市原市役所危機管理課にも提出し了承済。

細則として制定することで決議。

Ⅲ. 各専門部の行動計画

【防災部】

・外部講習会への参加

→6月14日(日)に有秋公民館が主催する講習会(災害に備えて)へ、常務役員4名、理事2名、班長7名、会員1名の計14名体制で出席済。

・住宅用火災警報器無料点検について

→設置から10年が経過している世帯が多いため、回覧板の通り「株式会社クロスロード」による無料点検を委託した。(交換等は有料)

【防犯部】

・防犯パトロール隊は酷暑対策の為、7月6日～9月30日まで休止するという内容の情報共有がなされた。

【生活環境部】

・ゴミステーションの点検

→6月に点検を部員で実施済。修理が必要な箇所は、今後地区長へ相談・調整の上、順次修繕を進める予定。

・自治会館周りの除草計画

→6月に除草作業実施済。熱中症対策のため7月～9月は中止とする予定。

【文化体育部】

・年間計画とイベント調整

→ラジオ体操、および過去に実施していたイルミネーションの今年度中止を決定。

・桜台フェスティバル開催期間について

→従来2日間に分けていたカラオケ等の催しを、11月14日(土)の1日間に集約して開催することで決定。

【福祉部】

・民生委員(4名)との交流会

→6月14日(日)に実施済。委員はボランティアであり全戸訪問は難しいため、地域内で孤立している高齢者や困っている世帯の情報があれば、自治会側からも共有・連携してほしいとの要望があった。

・桜台フェスティバルへの参加

→6月23日に南小へ挨拶訪問実施。例年通り「こどもマルシェ」への参加協力をして頂けるとのこと。

【広報部】

・広報誌の発行

→6月26日に「桜台だより」第一部を発行済。

・木製掲示板の劣化について

→幼稚園右側の木製自治会掲示板の屋根が大きく破損しているとの報告あり。修繕等の検討を進める。

【イベント企画部・夏祭り実行委員会】

・夏祭り準備の進捗

→プログラムが確定（盆踊りを3部制にし、間に子供花火大会や宝探しを配置）。キッチンカーを含め約20店舗が出店予定。

エアコン付きの救護車両や喫煙所を設置。消防署への届出や公園使用許可申請も予定通り進行中。

設営に関しては、協力企業からパレット（やぐらの土台用）を無償で借用・寄贈いただき、大幅なコストカットを実現。

・こども積立金（仮称）の創設（案）について

→イベント企画部内や夏祭り実行委員、夏祭りボランティアから「子供たちのために使える目的を絞った寄付の仕組みがほしい」との声が上がった。

会計監査に相談したところ、一般会計とは切り離し、夏祭りや各種フェスティバル等の子供行事に特化した特別会計で積立金を創設することで会計管理上は可能であると回答を得た。

しかしながら、積立金を創設するには会則変更が必要となる為、今年度はこれまでの寄付金と同様の枠組みで処理し、決算報告（夏祭り報告等）で「寄付金は何（花火代、お菓子代など）に使われたか」を明記して透明性を担保する。

その上で、来年度の定期総会にて正式な会則変更議案を提出し、同案積立金を制定するか検討する方向で決定。

IV. 理事・地区長・副会長からの報告

・迷惑行為の住民対応について

→常習的なゴミステーションへの悪質な不法投棄、迷惑路上駐車をしている1丁目の住民（自治会未加入）へ本日訪問し注意喚起を行う予定。（会長・副会長・地区長の4名）

・バス停ベンチの腐食について

→中央公園入り口のバス停にある木製ベンチの足(根元)が腐食しており、座ると大変危険な状態。3丁目地区長より、市役所へ連絡したところ市での管理物ではないと言われた。日東交通にも確認したが設置していないと回答有。
現状、設置者が不明な状況。対応について継続検討中。

・不審者情報について

→深城池周辺に不審者が出たと情報があつた。
同様の事案が発生した場合は、警察・自治会へ連絡必要。

4. 次回役員会予定:

常務役員会 9月6日(日) 9:00~10:00

本部役員会 9月6日(日) 10:00~12:00

5. 添付資料

- ① 添付資料1.「令和8年度 第3回(7月)桜台自治会役員会議」
- ② 添付資料2.「防犯カメラ管理運用基準(公道等公共の場所版)」

以上

令和8年度 第3回桜台自治会常務役員会

【議 題】

(1)各種募金等について

- ・有秋中学校寄付金集金については、1丁目14軒、2丁目27軒、3丁目21軒、4丁目11軒計73軒の方々が意思表示を出してくれています。
- ・緑の羽根については、以前より1軒20円を自治会で納入しています。(端数処理で2万円)
- ・赤十字、赤い羽根については運動ポスターを館内に掲示しました。

(2)会長への手紙等について

- ・ゴミステーションの苦情…全丁目で発生しています。
- ・空家の苦情…今年には特に空家の庭の樹木が伸びて苦情となっている。
- ・各種事件…

令和8年度 第3回(7月)桜台自治会役員会議

1. 開催日時

- ① 日 時:令和8年7月5日(日)10:00～12:00
- ② 場 所:2階大ホール
- ③ 参加者は理事以上の役員が参加(別紙)

2. 会長報告

- ① 各種苦情及び相談事また事件について

3. 議題

- ① 令和8年度生活環境維持協力金未納者対応について
- ② 防犯カメラ管理運用基準(公道等公共の場所版)について
- ③ 2025年度治会費納入者確認表(丁目別)
- ④ 専門部の活動状況について
 - ・防災部
 - ・防犯部
 - ・生活環境部
 - ・文化体育部
 - ・福祉部
 - ・広報部
 - ・イベント企画部(令和8年度夏祭り実行委員会)

4. 地区長・副会長の報告

各地域問題

以上

次回本部役員会開催日時 令和8年9月6日(日) 10時～

防犯カメラ管理運用基準（公道等公共の場所版）

市原市桜台自治会（以下「本会」という。）が、公道等の公共の場所に設置する防犯カメラの適正な設置及び管理運用に関し、個人のプライバシーの保護との調和を図りつつ、安全で安心な地域まちづくりを推進するため、本基準を定める。

第1条（目的）

本基準は、「市原市防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン」に沿って、本会が設置する防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 防犯カメラ：専ら犯罪の防止を目的として、不特定多数の者が利用する場所に常設される画像撮影装置をいう。
2. 画像データ：防犯カメラによって撮影及び録画された画像をいう。

第3条（撮影範囲の制限）

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、防犯効果を高めると同時に個人のプライバシー保護との調和を図るため、次の事項を遵守する。

- 撮影範囲は、犯罪抑止に必要最小限な範囲（公道等）とすること。
- 住宅内部等の私的空間が写らないようにカメラの角度等を調整すること。

第4条（設置の表示）

防犯カメラの設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨（「防犯カメラ作動中」等）及び設置者（市原市桜台自治会）の名称を分かりやすく表示するものとする。

第5条（管理責任者及び取扱担当者の指定等）

防犯カメラの適正な設置及び管理運用を図るため、管理責任者及び取扱担当者を次のとおり指定する。

区分	対象職名・指定要件	主な職務
管理責任者	自治会長または副会長	防犯カメラの総括管理、苦情等の処理、取扱担当者の指定
取扱担当者	管理責任者が指定する者（原則として管理責任者以外の者）	機器の操作、画像の視聴、保存期間終了後のデータ消去

※管理責任者及び取扱担当者以外の者が、機器の操作や画像の視聴を行うことを禁止する。

第6条（画像データの適正管理等）

画像データの外部への漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するため、次の事項を遵守する。

- 保管方法：モニター、録画装置、記録媒体（外付けハードディスク、メモリーカード、DVD等）及びパソコンは、施錠できる室内や設備の中で厳重に保管する。
- 複製等の禁止：法令に基づく開示等を除き、画像データの複写、加工、及び外部への持ち出しを禁止する。
- 保存期間：画像データの保存期間は必要最小限の短期間とし、おおむね1ヶ月以内とする。不必要な画像データの保存は行わない。
- データの消去及び廃棄：保存期間が終了した画像データは、管理責任者又は取扱担当者が直ちに消去する。また、記録媒体を廃棄する場合は、物理的に読み取りが行えないよう破碎又は裁断等の処理を行う。
-

第7条（秘密の保持）

管理責任者及び取扱担当者は、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

第8条（画像の利用及び提供の制限）

画像データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部（第三者）に提供してはならない。

1. 法令に基づく照会等を受けた場合

- 捜査機関が作成する捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）を受けた場合
- 裁判官が発する令状（刑事訴訟法第218条第1項）を受けた場合
- 弁護士会から弁護士法第23条の2第2項に基づく照会を受けた場合
- その他法令に基づく照会書等を受けた場合

2. 緊急事態への対応：個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると管理責任者が認めた場合

※画像データを外部に提供する場合は、提供日時、提供先、提供画像データ内容、提供理由等を必ず書面等に記録し、厳重に保管すること。

第9条（苦情等の処理）

管理責任者は、住民等から防犯カメラの設置や運用に関する苦情、問い合わせ等を受けたときは、誠実かつ速やかに対応しなければならない。

第10条（委託時の措置）

防犯カメラの運用業務を外部の業者に委託する場合には、委託業者に対し、本基準及び市原市のガイドラインを遵守させ、適正な運用を行わせるものとする。

第11条（法令の遵守）

画像データの取り扱いにあたっては、「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」を遵守し、適正に取り扱うものとする。

附則

本基準は、令和8年9月1日より施行する。